

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 2 9 日

共 済 組 合 員 各 位

東京外国語大学人事労務課給与共済係

令和 7 年度 被扶養者の要件確認について

このことについて、以下のとおり実施します。「被扶養者申告書」等をデータ配布しますので、内容をご確認のうえ、受付期間内に必要書類をご提出ください。

1 受付期間 令和 7 年 9 月 1 日（月）～9 月 3 0 日（火）1 7 時まで【期限厳守】

2 提出書類・注意事項

◆ 提出書類

① 「被扶養者申告書」

記載済みの内容を確認し、必要事項を追記の上、ご提出ください。

② 被扶養者申告書に添付する確認書類

受取フォルダ内に保存された PDF『〇〇様の被扶養者要件確認添付書類』に記載された書類を①の添付書類としてご提出ください。

③ 被扶養者の住民票(令和 7 年 4 月 1 日以降発行のものかつマイナンバー無しのもの)

国内居住要件の確認のため、本部より指示がありましたのでご提出をお願いいたします。

④ 配偶者が被扶養者に認定されていない方(夫婦共同扶養の確認)

配偶者の年間収入が分かる下記いずれかの公的書類を提出してください。

- ・ 令和 6 年課税(もしくは非課税)証明書または住民税決定通知書の所得部分の写し
- ・ 令和 6 年源泉徴収票の写し ※給与以外に収入が無い方
- ・ 令和 6 年確定申告書(総収入のわかる部分)の写し ※給与以外の収入がある方

【提出先】

<https://xdatabox.tufs.ac.jp/public/oA5hAYwAs-AZjB4--lBe--jKwN8JMXeEV3vUi2CIK1Q5>

◆ 被扶養者に異動（新たな認定・取消）がある場合

速やかに人事労務課給与共済係窓口にてお手続きをお願いします。
提出書類については、人事労務課給与共済係にお問い合わせください。

※被扶養者の認定は、その事実が発生した日から 30 日以内に「被扶養者申告書」を提出した場合は、事実発生日から認定されます。30 日を経過していると、申告書の受理日から認定となりますのでご注意ください。

※被扶養者であった人が、就職等により被扶養者の要件を欠くこととなったときは、認定取消の申告と被扶養者証の返却を速やかに行ってください。この手続きをせず医療機関等を受診した場合は、後日共済組合から返還請求を受けます。また、扶養手当が支給されていた場合は、手当の返納等も生じますのでご注意ください。

※ 次の項目にあてはまる人は被扶養者になれないため、取消の手続きが必要となります。

- (1) 他の共済組合・健康保険・船員保険の被保険者・被扶養者である人
- (2) 組合員以外の人とその家族について国などから扶養手当等を受けているとき
- (3) 組合員が他の人と共同して同一人を扶養する場合に、組合員が主たる扶養者でないとき
- (4) 年額 130 万円以上（月額 108,334 円以上）の恒常的所得がある人

（ただし年金・障害年金収入を含む場合は、年額 180 万円以上）

※収入事由が発生した日から 12 ヶ月間における収入額となります。

どの月を基準にしても年額が基準額未満でなければ被扶養者として認められません。

※勤労収入、年金、恩給、雇用保険、利子収入、株等の譲渡収入、不動産収入、健康保険法及び労災保険法による休業補償費等、実質的に収入と認められるものが対象となります。

※実績収入と見込収入額が異なる場合には遡って認定取消になる場合があります。

- (5) 18 歳以上 60 歳未満で次に当てはまらない人

ア 学生（アルバイト等で就労し、(4)に該当する場合は認定されません。）

イ 身体障害者

ウ 病気、けがなどにより就労能力を失っている人

エ 給与法上の扶養親族、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者

- (6) 被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が追加されたことに伴い、日本に住民票があっても次の場合は例外として被扶養者から認定取消されます。

- ・「医療滞在ビザ」で来日した者
- ・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
- ・その他保険者において国内居住要件に満たさないものと判断された者

3 書類提出先・問い合わせ先

人事労務課給与共済係（本部管理棟 4 階）担当： 田中・田辺
電 話：042-330-5877
E-mail: tufs-kyosai@tufs.ac.jp